

東北における体験型ローカルステイ（里泊）構築事業 説明書

1. 目的

令和8年3月に閣議決定された「観光立国推進基本計画（第5次）」では、地方部への誘客促進が一層重要な政策課題の一つとして位置付けられた。東北運輸局においても、同年4月に「東北ブロックにおける観光立国の推進に係る中期方針」を改定し、外国人延べ宿泊者数600万人泊、旅行消費額2,000億円の達成を2030年までのインバウンド目標として掲げるとともに、旅行者、観光産業、地域社会・住民、地域環境の「四方よし」の観光を核とした地域づくりを通じて、持続的な好循環サイクルの創出を目指している。

令和7年の東北地方における外国人延べ宿泊者数は、281万人泊と過去最高を記録した一方、全国に占めるシェアは1.6%にとどまっており、都市部や一部の有名な観光地に訪日外国人旅行者の多くが集中しているため、地域独自の観光資源を活用しながら、地方部へのさらなる誘客促進及び地域内経済循環の確立を図っていく必要がある。

東北地方は、都市部では失われつつある伝統的な生活様式、温泉・郷土料理・酒蔵・発酵文化、雄大な自然が色濃く残されており、欧州発祥のアグリツーリズムや、「食」と「地酒」をテーマとするガストロノミーツーリズムの潜在的ニーズと極めて親和性が高い地域である。

一方、既存の農泊や民泊、各地域のグリーンツーリズムといった取組が個別に展開されており、また、関連情報を発信するウェブサイトは、来訪意欲を喚起する画像・コンテンツや多言語対応が不十分であり、決済環境や受入体制の整備、中小事業者の開発資金・人材確保等の構造的課題が顕在化している。加えて、食と地酒のペアリングに関しては、物語性を伴うブランディングや海外への魅力発信、多言語ガイドを含む受入環境の整備、高付加価値コンテンツへの磨き上げが十分でない状況にある。

本事業は、こうした課題認識を踏まえ、東北における体験型ローカルステイ（里泊）※の受入環境整備・情報発信と、地域固有の「食」と「地酒」のペアリングによる体験価値の創出を一体的に推進し、両事業の相乗効果により、来訪動機の醸成、滞在の長期化、消費単価の向上、ひいては地域経済の好循環の創出を図ることを目的として実施するものである。

あわせて、関係行政機関、農泊関係者、酒蔵、生産者、料理人、DMO・自治体等の連携を視野に地域実証を行い、自律的な取組へと展開するための中長期的な方向性を示すことを目的とする。

※東北における体験型ローカルステイ（里泊）の仮説：東北6県が有する里山・里海・里川の地域資源を活用した住民生活に近接した宿泊体験の総称、「その土地に暮らすように滞在する」旅の様式をいう（農泊や漁村泊、古民家泊等も包含）。温泉街や観光集積地の宿泊とは異なり、農村・漁村・山村の日常空間そのものが宿であり、体験の舞台となる。

2. 事業主体

東北運輸局

3. 業務内容

本事業は、相互に補完関係にある体験型ローカルステイ（里泊）の受入環境整備、情報発信、「食」と「地酒」のペアリングによる体験価値の創出を統合的に実施するものであり、次の各業務を一体的に企画・実施するものとする。

(1) 東北域内の受入体制の現状把握及び先進地事例調査の実施

①東北域内ヒアリング調査

- ・東北 6 県の里山・里海・里川に根ざした地域における宿泊体験（(3) 食と地酒のペアリングの取組も含む。）について、農泊地域、里泊・古民家宿泊事業者、酒蔵、生産者、DMO、旅行事業者等に対し、受入体制の現状、課題、要望を取りまとめること。
- ・ヒアリングでは、取組が先行している地域や事業者を主に想定しており、地域・事業規模のバランスに配慮して対象を選定すること。

②先進地事例調査

- ・国内外の里山・里海・里川に根ざした地域における宿泊体験の先進地について（アグリツーリズム及びガストロノミーツーリズムを含む）、運営体制、収益構造、情報発信、多言語対応、予約・決済システム、地域内経済循環の仕組み等、それぞれ国内外 3 か所程度調査（机上調査可）することとし、調査結果を取りまとめる。
- ・調査先については、企画提案内容を踏まえ、協議の上、決定する。

(2) 情報発信基盤の整備

- ・(1) の調査結果を踏まえ、来訪意欲を喚起するため、対象となる農泊施設、里泊・古民家宿泊施設の魅力を伝えるコンテンツ（高画質な写真撮影、施設・体験紹介文等）を整備し、多言語化（少なくとも英語）を行うこと。
- ・整備したコンテンツは、既存プラットフォームと連携する形で発信できるよう、各運営主体と必要な調整を行うこと。
- ・情報発信に当たっては、東北特集ページによる、欧州のアグリツーリズム及びガストロノミーツーリズムの旅行者ペルソナを意識した訴求設計を行うものとする。

(3) 「食」と「地酒」のペアリングによるプログラムの組成

- ・(1) (2) を踏まえ、取組実態を把握した上で、東北の地域固有の「食」と「地酒」をペアリングという切り口で再編集した高付加価値型のプログラムを開発し、農泊・里泊施設等の宿泊と組み合わせることも検討する。
- ・プログラム組成に当たっては、「この場所でしか成立しない一皿・一杯」のペアリングに関して、プロの視点を持つシェフを全体監修者とし、宿泊事業者のみならず、古民家・酒蔵等の地域資源も活用した演出を取り入れ、地域の酒蔵・生産者・料理人と協働し、取り組むこと。

(4) 事業継続に資する収支計画策定手法等の検討及び共有

- ・(1) ～ (3) を踏まえ、中小規模事業者の参画拡大を促すため、単価設定、収益源の多角化（宿泊・体験・物販・サブスクリプション等）、収支計画の策定手法について、先進事例を参照しつつ整理し、事例集として取りまとめること。
- ・整理した内容については、(7) のセミナー等を通じ、東北域内の関連事業者に共有する。

(5) 地域実証の実施

- ・(1) ～ (4) を踏まえ、東北域内の地域特性に応じた複数の地域を選定し、体験型ローカリス

テイ（食と地酒のペアリング含む。）のプログラムの地域実証を行うこと。

- ・プログラムの評価を受けるため、欧米圏のモニター（5名以上）によるツアーを実施すること。その実施地域、時期、日数、想定参加者数等について、根拠を付して提案すること。提案内容を踏まえ、協議の上、詳細を決定する。

- ・実証実施に当たっては、関係者（自治体、DMO、農泊推進協議会、酒蔵、生産者、宿泊・交通事業者等）との連絡調整を行うこと。

- ・実証においては、参加者へのアンケート（満足度、消費額、推奨意向、再訪意向、改善要望等）による定量効果及び運営関係者へのヒアリングによる定性効果を把握し、収支結果とあわせて取りまとめること。

(6) ブランド戦略の構築、運営主体の構想検討及び運営モデル作成

- ・東北におけるローカルステイ（里泊）の提唱は、単なる新たな宿泊カテゴリーの創出にとどまらず、東北が有する里山・里海・里川の暮らしを世界に開かれた文化資源として再定義し、地域住民の誇りと経済的自立及び旅行者の深い満足を同時に実現するものである。

- ・受注者は、イタリアの「Agriturismo」、スペインの「Casa Rural」、フランスの「Gîtes」が各国の観光文化として世界に浸透した事例を参照しつつ、「Satohaku」という概念を国際的な旅行市場に定着させるためのブランド戦略を立案すること。

- ・上記を推進するための運営主体の構想及び連携体制を検討し、運営モデルを作成すること。運営モデル作成においては、構想実現に向けたロードマップを踏まえ、実現性、継続性の高い内容とする。

(7) 関係者向けシンポジウム・セミナーの開催

- ・本事業の成果の情報共有及び機運醸成を図ることを目的としたシンポジウム・セミナーを開催するため、必要な手配、運営等を行うこと（資料作成、会場設営、参加者の募集、当日の説明・議事録作成、参加者アンケートの実施、関係者等との連絡調整等）。

- ・ハイブリッド形式、参加者100名程度、関係行政機関、農泊関係者、酒蔵、生産者、料理人、DMO、自治体等の参加を想定する。

- ・必要に応じて、専門的知見からアドバイスを求めるための有識者を招へいすることがある。その場合は、有識者への謝金・旅費等は本事業費より支出すること。

(8) 事業報告書の作成

- ・実施した業務の内容について、調査結果、実証結果、運営モデル及び収支計画等を盛り込んだ事業報告書を以下のとおり作成すること。なお、報告書はPowerPoint、Word若しくはExcel形式など二次利用可能な形式にて作成するものとする。

- ・実施内容の概要を取りまとめた概要版報告書（A3片面～両面程度・様式自由）も作成すること。作成要領等については事業者特定後に伝達する。

(9) その他

- ・事業の実施に当たっては、東北運輸局の監督職員と密接な連携を保ちつつ進めるものとする。なお、事業の進め方、内容等について疑義が生じた場合は、その都度協議の上対応するものとする。

- ・本事業は、関係行政機関と連携して実施するものとし、情報共有・調整を適時行うこと。

4. 企画提案書作成に際しての留意事項

- (1) 日本産業規格A4版とすること。
- (2) 提出期限までに提出されなかった企画提案書は、いかなる理由をもっても特定されない。
- (3) 企画提案書の差し替え及び再提出は、原則認めない。
- (4) 採用しなかった企画提案書は申出がない限り返却しないものとし、当局において破棄する。
- (5) 企画提案書に記載すべき事項は「5. 企画提案書に盛り込む事項」のとおりであり、具体的、かつ、簡潔に記載し、評価基準と提案内容の関係が、明確に判断できるようにするものとする

5. 企画提案書に盛り込む事項

- (1) 「3. 業務内容」(以下参照)に関する具体的な企画案(項目、方法等)

- ・ (1) ①東北域内ヒアリング調査先の候補
- ・ (2) 情報発信基盤の整備について、東北6県各県ごとに、地域と里泊・古民家宿泊事業者の候補
- ・ (3) 東北の地域固有の「食」と「地酒」のペアリングについて、東北6県各県の候補
- ・ (5) 地域実証：東北域内の地域特性に応じた複数の候補地域
- ・ (6) ブランド戦略(案)の構築、運営主体の構想検討及び運営モデル作成
- ・ (7) 関係者向けシンポジウム・セミナー内容や招へいする有識者候補

※以上候補については提案頂くが、当局と協議の上、詳細を決定する

- (2) 業務実施体制、作業工程

- (3) 企画競争参加者の概要等

- ・ 企画競争参加者の概要
- ・ 担当者の氏名及び連絡先

- (4) 参考見積(概算・消費税含む)

- (5) 再委託に関すること

・ 再委託の予定(下記②の業務に限る)がある場合は、再委託先の事業者名、住所、再委託する業務範囲を記載すること。なお、契約後再委託を行う際には、あらかじめ東北運輸局の承諾を得る必要があるので留意すること。

※東北運輸局の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における②をいう。

- ① 「業務の全部を一括」して又は「業務の主たる部分」(業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等)は、再委託を行うことはできない。
- ② 「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務は、再委託に際し、東北運輸局の承諾を要する。
- ③ 「軽微な業務」(コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型作成、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等)は、再委託に際し、東北運輸局の承諾を要さない。ただし、保有個人情報、個人番号、特定個人情報及び行政機関非識別加工情報を扱う業務はこの限りではない。
- (6) 令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)に係る資格審査結果通知書の写し(共同して提案を行う者についても提出のこと)

6. 提案書を特定するための評価基準

別紙1のとおり

7. 本事業に係る受付窓口、受付期間

(1) 受付窓口

東北運輸局 観光部 観光企画課

〒983-8537 仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎3階

電話 022-791-7509

E-mail: tht-kankou-kankoukikaku@gxb.mlit.go.jp

(2) 受付期間

令和8年8月14日（金）令和8年9月4日（金） 17:00まで

(3) 質問を受け付けない項目

- ① 他の応募者からの企画提案書提出に関する質問
- ② 積算に関する内容

8. 書類等の作成に用いる言語及び通貨

日本語及び日本国通貨による

9. 契約書の作成

要

10. 支払条件

本業務終了後、検査職員により業務完了検査を行い合格後、適法な請求書を受理してから30日以内に代金の支払を行う。

11. 概算予算額

30,000 千円以内（消費税含む）

12. 事業実施期間

契約の日から令和9年3月12日（金）まで

13. その他

- (1) 提出された企画提案書の内容について、必要に応じてヒアリングを行うことがある。
- (2) 企画提案書を提出したもののうち企画提案書を特定しなかった応募者に対しては、当該企画提案書を特定しなかった旨及び非特定理由を書面により通知する。
- (3) 採用した企画提案書は、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

- (4) 提出された企画提案書が全て特定するに至らない場合若しくは企画提案書の提出がなかった場合は、中止又はその他の方法によることとする。
- (5) 提出した「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合確認表」について、認定の取消しなどによって提出した内容と異なる状況となった場合には速やかに申出ること。
- (6) 企画競争の実施結果として、以下の項目について、採用通知後速やかに公表し少なくとも契約締結日までの間は公表する。
 - ① 採用した企画提案書を提出した企業等の名称、住所、代表者氏名及び決定日
 - ② 企業毎、評価項目毎の評価得点及び合計点
- (7) 事業者特定後、特定事業者には情報を適切に管理するために「情報取扱者名簿」及び「情報管理体制図」の提出を求める。その際、特定事業者には情報管理責任者・情報管理取扱者・情報従事者・再委託先等について所属部署・役職指名等の情報を求めることとする。書式や詳細については別紙2のとおりとする。
- (8) 概算予算額に含まれる消費税額は、公示日時点の消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく税率によるものとする。なお、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた金額とする。
- (9) 本事業の成果物が東北運輸局以外の財産となる経費は、対象外とする。
- (10) その他事業実施に関し必要な事項等は協議により決定する。また、協議により当局の指示があった場合にはその指示に従い作業を進めるとともに、東北運輸局は作業期間中、いつでもその作業状況の報告を求めることができるものとする。
- (11) 契約履行に伴い生じた制作物の著作権は、東北運輸局に帰属するものとする。
- (12) 談合等不正行為があった場合の違約金等については、以下のとおりとする。
 - ① 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、東北運輸局の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として東北運輸局の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 一 この事業の契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）
 - 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

② 受注者が前項の違約金を東北運輸局の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年 3 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を東北運輸局に支払わなければならない。

(13) 「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和 4 年 9 月 13 日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

提 案 書 評 価 基 準

提案書は、次に掲げる事項により評価、特定する。

1. 提案書を特定する評価項目と基準

- (1) 業務内容の理解度：調査目的、業務内容について十分に理解していること。
- (2) 提案内容の具体性：提案内容が具体性、妥当性、実現可能性を伴い優れていること。
- (3) 提案内容の独創性：独自の発想に基づく提案内容が含まれていること。
- (4) 業務遂行の確実性：実施体制等（人員と各自の資格、経験、手持ち業務量等を明記）、実施スケジュール等の業務環境が提案内容を安定的に遂行できるものであること。

2. 企画提案者の「ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業」の評価項目関係

以下の法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業をワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として評価加点対象とする。

- (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づく認定
- (2) 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号。以下「次世代法」という。）に基づく認定
- (3) 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号。以下「若者雇用促進法」という。）に基づく認定
- (4) 女性活躍推進法第 8 条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定した企業（常時雇用する労働者の数が 100 人以下のものに限る。）
- (5) 次世代法第 12 条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を令和 7 年 4 月 1 日以降に策定又は変更した企業（常時雇用する労働者の数が 100 人以下のものに限る。）

※ 外国法人については、「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」（平成 28 年 9 月 26 日内閣府男女共同参画局長決定）。（以下「外国法人取扱要綱」という。）に基づく上記の認定等に相当すると確認された企業を、ワーク・ライフ・バランス等推進企業に準ずる企業として、評価対象とする。

3. 特定方法

- (1) 企画競争委員会の委員が、企画提案内容を評価するために、上記 1. (1) から (4) の各評価項目について 1 点から 5 点までの 5 段階評価を附す。
- (2) ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業については、別表による加点を行い、これを企画提案書の合計点とする。
- (3) 各委員の採点の合計点が委員数×20 点の 60%以上で、かつ、上記 (2) を加点した合計点が最も高い企画提案書を特定する。
- (4) 合計点の最も高い企画提案書が複数ある場合には、そのうちから委員長が特定する。

(別表)

＜ワーク・ライフ・バランス等推進企業に係る配点表＞

評価項目	認定等の区分 ※1		総合評価落札方式等 [単位：％] (総配点に占める割合)	
			評価の相対的な重要度等に応じて配点	
ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）等	プラチナ えるぼし ※2	最大5％	5
		えるぼし 3段階目 ※3		4
		え る ぼ し 2段階目 ※3		3
		え る ぼ し 1段階目 ※3		2
		行動計画 ※4		1
	次世代法に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）等	プ ラ チ ナ くるみん ※5		5
		くるみん（令和7年4月1日以降の基準） ※6		4
		くるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準） ※7		3
		トライくるみん（令和7年4月1日以降の基準） ※8		3
		くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準） ※9		3
		トライくるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準） ※10		3
		くるみん（平成29年3月31日までの基準） ※11		2
		行動計画（令和7年4月1日以降の基準） ※4, 12		1
	若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）			4

- ※1 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。
- ※2 女性活躍推進法第12条の規定に基づく認定
- ※3 女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定。なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。
- ※4 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。
- ※5 次世代法第15条の2の規定に基づく認定
- ※6 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第146号。以下「令和6年改正省令」という。）による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則（以下「新施行規則」という。）第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定
- ※7 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号に基づく認定（ただし、※9、11の認定を除く。）
- ※8 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号の規定に基づく認定
- ※9 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条に基づく認定（ただし、※11の認定を除く。）
- ※10 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第3号及び第4号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第3号及び第4号に基づく認定
- ※11 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定
- ※12 次世代法第12条の規定に基づく一般事業主行動計画のうち、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）による改正後の次世代法第12条第5項の規定に基づき令和7年4月1日以後に策定又は変更を行ったもの

情報管理体制

- ① 受注者は、本業務で知り得た保護すべき情報（契約を履行する一環として受注者が収集、整理、作成等した情報であって、東北運輸局が保護を要さないことを同意していない一切の情報をいう。以下同様。）を適切に管理するため、次の履行体制を確保するとともに、東北運輸局に対し「情報取扱者名簿」及び「情報管理体制図」（別添様式例）を提出し、東北運輸局の同意を得ること。また、これらに記載した情報に変更がある場合は、予め東北運輸局の同意を得ること。

（確保すべき履行体制）

- ・ 本業務で知り得た保護すべき情報の取扱者は、当該業務の遂行のために最低限必要な範囲の者とする。
 - ・ 本業務で知り得た保護すべき情報は、情報取扱者名簿に記載のある者以外に伝達又は漏洩されないことを保証する履行体制を有していること。
 - ・ 東北運輸局が同意した場合を除き、受注者に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンス、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の受注者以外の者に対して伝達又は漏洩されないことを保証する履行体制を有していること。
- ② 本業務で知り得た保護すべき情報について、情報取扱者以外の者に開示又は漏洩してはならない。ただし、東北運輸局が同意した場合はこの限りではない。
- ③ 本業務で知り得た保護すべき情報を記録した資料に関する業務履行完了後における取扱い（返却・削除等）については、東北運輸局の指示に従うこと。
- ④ 本業務で知り得た保護すべき情報について、報道等での指摘も含め、漏洩等の事故や恐れが判明した場合については、業務の履行中・履行後を問わず、事実関係等において直ちに東北運輸局へ報告すること。なお、報告がない場合でも、情報の漏洩等の懸念や事故等がある場合には、東北運輸局が行う報告徴収や調査に応じること

「情報取扱者名簿」及び「情報管理体制図」

① 情報取扱者名簿 ※情報取扱者は本業務の遂行のために最低限必要な範囲の者とする。

		氏 名	会社名・住所	所属部署	生年月日等
情報管理責任者 (※1)	A				
情報管理取扱者 (※2)	B				
	C				
業務従事者(※3)	D				
	E				
再委託先等	F				

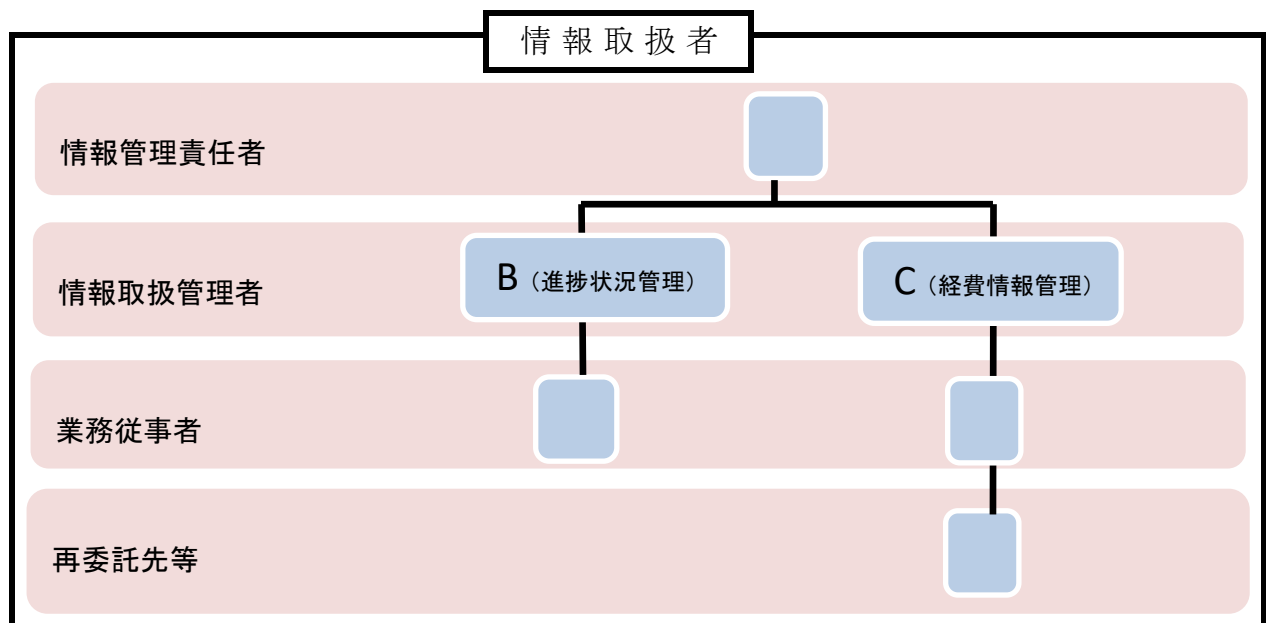
(※1) 本業務における情報取扱のすべてに責任を有する者。

(※2) 本業務の進捗状況などの管理を行う者で、本業務で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

(※3) 本業務で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

※このほか、日本国籍以外の国籍を有する者については、国籍やパスポート番号等を別途報告するものとする。

② 情報管理体制



※本業務の遂行にあたって、保護すべき情報を取り扱うすべての者を記載すること(再委託先等も含む)。

③ その他

- ・別途提出している資料により必要な情報を確認できることを担当部局が認める場合には、当該資料で代用することができる。
- ・情報管理規則等の内規を別途添付すること。
- ・必要に応じ、本別紙記載の内容を確認するため追加で提出を求める場合がある。